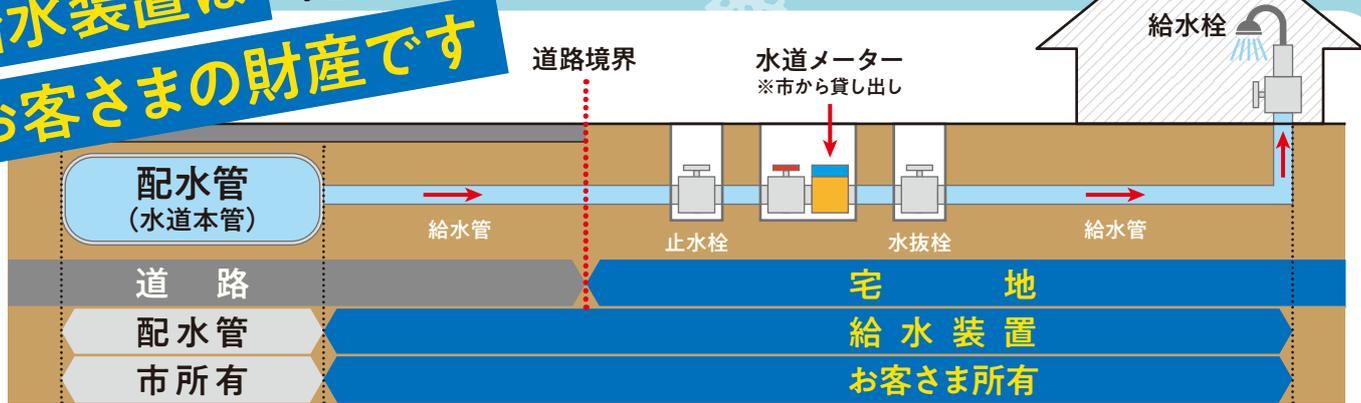


水道管の凍結破損による漏水事故にご注意ください!!

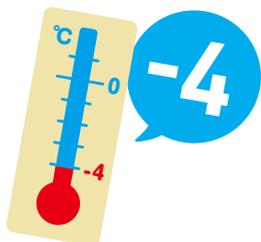
喜多方の厳しい冬の寒さから水道管を守りましょう

冬期間は、宅内(敷地内)における水道管を含む給水装置の凍結と破裂による漏水事故が多発します。
給水装置(水道メーターから給水栓側)に破損が生じた場合は、お客さまご自身で市指定給水装置工事業者に修繕を依頼していただくこととなり、その修繕費用と家財の被害及び漏水した分の水道料金はお客さまのご負担となります。
重大な被害が発生しないよう、給水装置の適切な凍結防止対策と管理を行い、快適な冬を過ごしましょう。

給水装置は
お客さまの財産です



冬期間は特に
こんなときに
要注意!!



- ① 外気温がマイナス4°C以下になる
- ② 一日中が氷点下の真冬が続く
- ③ 長期間不在にする
- ④ 空き家になっているのに水道が使用中

※上記③長期間不在や④空き家になっている場合は、水道使用の一時中止をお勧めしています。使用の中止を希望される場合は裏面の問合せ先までお問い合わせください。

給水装置の
凍結破損で
こんなことに!!



- ① 漏水で宅内が水浸しになった
- ② 漏水で水道料金が高額になった
- ③ 給水装置の修繕費用が高額になった

(例) 水道料金 **¥880,000!!**
修繕費用 **¥660,000!!**

冬期間はメーター検針を行いません

12月から2月(一部地域は3月又は4月)までの冬期間は、積雪等のため原則としてメーター検針を行いません。

そのため、冬期間の使用水量は過去の使用水量実績に基づいた推定の水量(認定水量)により請求し、検針再開月に実際の使用水量を確認したうえで過不足分を精算します。

また、この期間に、給水装置の凍結破損による漏水が発生した場合は、積雪等のため発見が遅れ、被害が甚大になることがあります。

お客さまご自身であらかじめメーター位置を把握し、定期的にメーターをご確認いただくことにより、お客さまの財産である給水装置の凍結破損による被害を最小限に抑えていただくことができます。

給水装置の凍結破損を防止するために

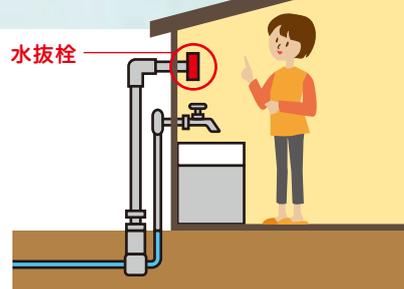
対策

1

水抜き

夜間おやすみ前や長期間の外出前には、水抜栓の操作をして水道管の水抜きをしましょう。(忘れずに給湯器の水抜きもしましょう。)

ハンドル式 屋内操作型



(1) 水抜栓の場所を確認する

水抜栓の場所を確認しましょう。水抜栓には、ハンドル式(屋内型又は屋外型)、電動パネル式があり、種類により設置される場所が異なります。

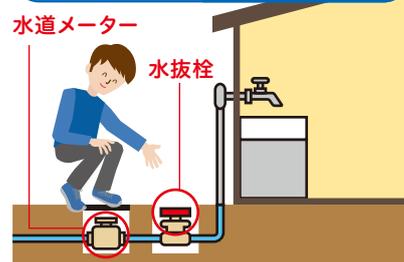
(2) 水抜栓を閉める(電動式はボタン操作)

蛇口を開けて水が出る状態にしましょう。水抜栓を**※しっかりと閉め**(電動式はボタン操作)、水道管内に残った水を空気とともに抜きます。

※水抜栓がしっかりと閉まっていない(半開)状態だと漏水の原因になりますのでご注意ください。

水と空気が抜けきったことを確認し蛇口を閉めます。

ハンドル式 屋外操作型



再び水を使用するときは

蛇口が閉まっていることを確認しましょう。水抜きとは逆の手順で水抜栓を全開にして水道管内に水を通します。少しずつ蛇口を開けると「ブシュッ」という空気音とともに水が出ます。

対策

2

保温材利用による給水装置の保温

屋外の水道管や蛇口、水道メーターボックス内の給水装置は、保温材などを利用した凍結防止対策が効果的です。

(1) 屋外水栓等の保温

屋外の露出水道管や蛇口には、発泡スチロール製の保温材や水道管用の電気式保温ヒーターなどを巻いて保温し、凍結を予防する方法が効果的です。

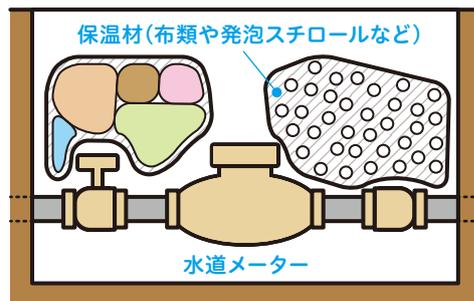
発泡スチロールや布類



(2) メーターボックス内の保温

メーターボックス内にも発泡スチロールなどの保温材を入れることで、ある程度の保温効果が期待できます。(水色フタの樹脂製メーターボックスには凍結防止対策がされていますが、心配な場合は対策をしましょう。)

保温材(布類や発泡スチロールなど)



もし凍結してしまったら

水道管の中の水が凍結したまま放置すると管の破裂につながる場合があります。

凍結した場合には、蛇口や水道管をタオルなどで巻き、その上からぬるま湯をかけて解氷するようにしてください。

注意

凍結した蛇口を無理にひねったり、熱湯をかけたりすると破損することがありますのでご注意ください。

凍結・漏水した場合の修繕に関する お問合せ先(市指定給水装置工事事業者)

右の二次元バーコードを読み取ると市指定業者一覧をご覧いただけます。

※修繕はお客さまから指定業者に直接依頼して下さい。

※法律により蛇口等の軽微な修繕を除き指定業者以外の業者による修繕は規制されていますのでご注意ください。



〈水道使用に関するお問合せ先〉

喜多方市上下水道課 お客さまセンター

【住所】 喜多方市字押切一丁目99番地 【営業時間】 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

【電話】 0241-22-1507